



報道関係者 各位

令和2年11月27日

【照会先】

三重労働局 労働基準部 健康安全課

健康安全課長 藤川 敏行

課長補佐 小西 勲

(電話) 059 - 226 - 2107

## 12月は「墜落災害防止強調月間」です。

### ～重点指導により一層の取組を推進～

令和2年の三重県内の墜落による死亡者数は、令和2年10月31日時点で前年同期比2倍(3人増加)の6人と急増しています。

三重労働局(局長 西田 和史)は、12月を「墜落災害防止強調月間」として、墜落災害の撲滅に向けて、重点指導を実施します。また、本年7月に実施した重点指導の結果によれば、半数の事業場で墜落防止措置が講じられておらず、引き続き、一層の取組を推進することとしています。

#### 1 本年12月における重点指導について(別紙1)

##### (1) 監督指導

建設現場、事業場に訪問して、次の内容を重点に、監督指導を実施します。

- ① 足場・屋根等からの墜落転落災害の防止
- ② はしご・脚立・階段からの墜落転落災害の防止
- ③ 荷役作業時における墜落転落災害の防止

##### (2) 集団指導

説明会等において、リーフレットを活用して、墜落転落災害防止に関する周知啓発を実施します。

##### (3) 窓口指導

各労働基準監督署の窓口において、墜落災害の報告事業場等に対して、リーフレットを活用して、墜落転落災害防止に関する周知啓発を実施します。

#### 2 本年7月における重点指導の実施結果について(別紙2)

(1) 墜落災害の多くを占める建設業を中心に274事業場に対して監督指導等を実施しました。

そのうち、205事業場(75%)に対して文書指導を実施し、132事業場(48%)において、足場及び作業床の端等に手すりが設置されていない等基本的な墜落防止措置が講じられていない実態(労働安全衛生法違反)が認められましたので、是正指導を行いました。

(2) 集団指導、窓口指導及び発注機関に対する取組依頼も実施しました。